



#### <解決策>

- プール・プラットフォーム
- IPRポリシー強化
- 独禁法の適用 (→)

### 3. 独禁法の適用により IPRポリシーを補完・補強 (?)

「実は特許を保有し、あるいは、不合理なライセンス料を課すつもりであったにも関わらず、そのことを秘匿し、(さらに積極的に誤解させる言動をとつて、)特許を保有しない、あるいは自己の特許が合理的価格で非差別にライセンスされると信じさせ、そのように誤信している状況を奇貨して、他の技術を排除しながら、標準化機関をして標準として採用するよう、市場の多くの者をして当該技術を採用するよう仕向けて、市場支配力を獲得した」(3条前段、私的独占)  
「かかる形で不当に獲得した力を背景としながら、ライセンス拒絶、高額ライセンス料賦課、差別などにより相手方から自由に競争する機会を奪った /  
相手方に対して不当な取引条件を押し付けた」(19条、不公正な取引方法(2項、14項など))

このような法適用が IPRポリシーに与える効果：情報開示や声明書遵守の徹底、非会員・退会者にも効力

#### <議論状況、適用例>

- \* 技術標準と競争政策に関する研究会報告書(公取委、平成13年7月25日)
- \* FTC : In re Dell Computer Corporation (Docket No. C-3888、1999)  
In re Rambus Incorporated (Docket No. 9302、2002- )

<検討> IPRポリシーの現実に照らして検討すると・・・ 「誤信」？「仕向けられた」？

・・・ルーズな IPRポリシーへの違反に独禁法違反の契機を見出すことができるのか？

\* (参考) ラムバス事件・ALJ Initial Decision(2004年2月17日)(FTC請求棄却されるべきとの意見)から

IPRポリシーは明確には情報開示義務を課していないかった、他社にも開示を行わないものがありかつそれに対してサンクションも課されていなかった、開示が行なわれないことについては特許無効手続の提起を遅らせるなどの正当な事由が存在した、ラムバス自身の行為とは無関係に標準策定者らはラムバス特許が必須特許となりそうだということを知っていた ・・・

### 4. おわりに

- IPRポリシー再考：どこまで強化可能か ← 看過できることとして、競争者らが集まる場としての標準化、協調促進・反競争的な情報交換活動のおそれ
- 小規模標準化機関のイノベイティブな IPRポリシー策定・運用、プールに期待？
- 今後の研究課題